

図3 介護保険料基準月額の算出

介護サービスの総費用（①）×65歳以上の負担割合（②）－基金繰入額（③）

65歳以上の人口（④）

÷12月÷4,333円

①	310億4,918万406円	24年度から3年間で市が給付する費用の総額
②	0.21	①のうち、65歳以上の高齢者が負担する割合＝21%（図2参照）
③	4億2,576万7,100円	保険料の上昇を抑制するために、介護保険事業の預金に当たる介護給付費準備基金と、県に設置されている財政安定化基金から交付金を繰り入れています
④	102,283人	24年度から3年間の延べ人数。所得水準が低い市町村は、実際の推計値（111,366人）よりも少ない数値となります

（注）計算式は、分かりやすいように国の財政支援措置などを省略し、簡略化してあるため、各項目の数字を当てはめて計算しても答えは一致しません。

■表2 所得段階別保険料（24年度～26年度）

保険料欄のカッコ内は、基準額に対する調整割合です。第1段階であれば、基準額 52,000 円に調整割合の 0.4 を掛けて 20,800 円となります。

所得段階	対 象 者	改定後の 保 険 料 [24～26 年度]	改定前の 保 険 料 [23 年度]
第1段階	ア 市町村民税世帯非課税（※ ¹ ）で老齢福祉年金を受給している人 イ 生活保護を受けている人	20,800 円 (0.40)	18,900 円 (0.45)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、公的年金等（※ ² ）の収入金額と合計所得金額（※ ³ ）の合計額が80 万円以下の人	20,800 円 (0.40)	18,900 円 (0.45)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、公的年金等の収入と合計所得の合計額が80 万円を超え、120 万円以下の人	31,200 円 (0.60)	29,400 円 (0.70)
第4段階	市町村民税世帯非課税で、第1 段階から第3 段階までに該当しない人	36,400 円 (0.70)	
第5段階	市町村民税世帯課税（※ ⁴ ）・本人非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80 万円以下の人	49,400 円 (0.95)	39,900 円 (0.95)
第6段階 (基準額)	市町村民税世帯課税・本人非課税で、第5段階に該当しない人	52,000 円 (1.00)	42,000 円 (1.00)
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が125 万円未満の人	62,400 円 (1.20)	50,400 円 (1.20)
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が125 万円以上 190 万円（※ ⁵ ）未満の人	65,000 円 (1.25)	52,500 円 (1.25)
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が190 万円以上 500 万円未満の人	78,000 円 (1.50)	63,000 円 (1.50)
第10 段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が500 万円以上 1000 万円未満の人	91,000 円 (1.75)	73,500 円 (1.75)
第11 段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が1000 万円以上の人	104,000 円 (2.00)	

※¹ 本人と同一の世帯員全員が、その年度の市民税が課されていない世帯
※² 公的年金等のうち非課税年金（遺族年金、障害年金など）は除く
※³ 税法上の用語で、分離課税の譲渡所得なども含めた各種所得の合計額（ただし、純損失・雑損失の繰越控除や譲渡所得における特別控除の適用前の金額）
※⁴ 同一の世帯員全員のうち、その年度の市民税が1人以上課税されている世帯
※⁵ 23年度までは第8段階と第9段階の境界値は200万円。この部分は、基準額を下回る負担と上回る負担が全国レベルで均衡するように国が定める

介護保険料の改定

介護保険の仕組みと財源

介護サービス利用者に対し、市が介護サービス費の9割を負担します。この財源は市民の皆さんが負担する介護保険料と、国、県、市町村による負担金で賄われています。内訳は法律で決まっており、割合は図2のとおりです。市民の皆さんと国や地方自治体が半分ずつ負担し、国民全体で支え合う仕組みとなっています。介護保険料は、65歳以上の人と40歳から64歳までの人では納め方や仕組みに違いがあります。



65歳以上の人は、市が決定した保険料を納めます。

40歳から64歳までの人は、加入する健康保険料に含まれ、全国で集約したのちに、各市町村に配分されます。働き盛りの現役世代が高齢世代を支援するためであり、その額は加入する健康保険で決められます。

第5期計画の保険料基準

65歳以上の人の介護保険料は、市の介護保険事業計画で定めています。これは、必要とされる介護サービスの量に合わせた保険料とし、保険料の全額を給付費用に当てるためです。市は、第5期計画の保険料基準月額を4333円（年額で5万2000円）と決めました。基準月額とは、平成24年度から3年分の費用のうち、65歳以上の人が負担する額の平均月額です。基準月額は保険料が急激に高くないように、国や県の財政支援などで調整を行っています。その計算式は図3のとおりです。23年度までの第4期計画では、基準月額3500円で、比較すると月額で833円、年額で1万円の引き上げとなります。引き上げの要因は、

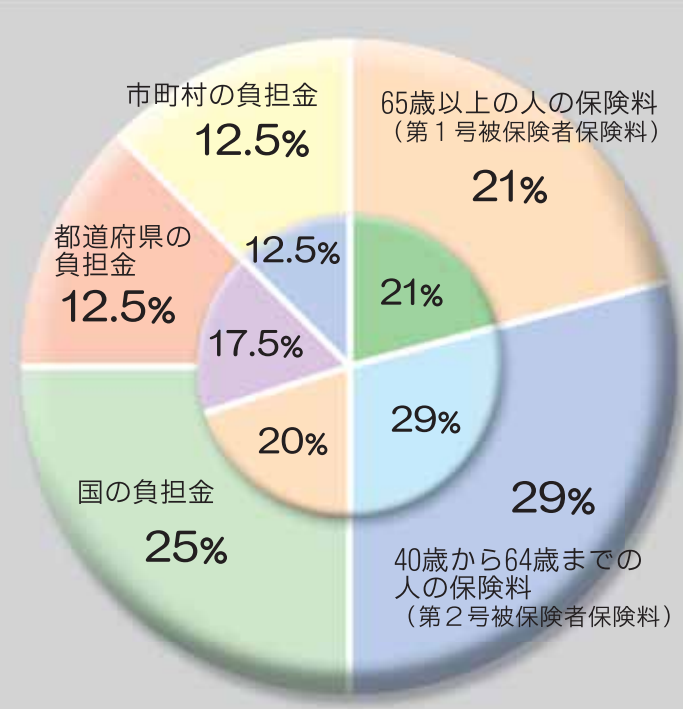
高齢者の増加に伴い介護サービス利用者が増えているためです。特に特別養護老人ホームは、入所待機者を解消するための施設整備を行っても、待機者が解消しない状況が続いています。

市は、保険料負担とのバランスをみて施設整備を進めますが、保険料の上昇をできるだけ抑えるために、普段からの健康づくりや介護予防も重要となります。

個人の保険料は

介護保険料は、本人や世帯の所得などに応じて、階段状に保険料が上がる「所得段階制」になっています。各段階の1人当たりの年間保険料額は基準月額の年額、5万2000円に一定の割合を掛けることで算定します。表2は、第5期計画中の保険料です。市は、従来の9段階をさらに細

図2 介護保険の財源



※内側の円は施設介護への給付の財源割合